

平成24年度 概算要求の概要

(厚生労働省医政局)

平成24年度概算要求・要望額	1, 850億7千9百万円
〔 うち、概算要求額	1, 612億 7百万円
日本再生重点化措置	238億7千1百万円
平成23年度 当初予算額	1, 696億 5百万円
差 引 増 ▲ 減 額	154億7千4百万円
対 前 年 度 比	109. 1%

(注) 上記計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

「日本再生重点化措置」の要望内容

・在宅医療・介護の推進プロジェクト 61. 7億円

※ 医政局分の計上

(1) 在宅チーム医療を担う人材の育成

- ・在宅チーム医療のための研修事業、多職種協働による在宅医療を担う人材の育成事業 8. 7億円

(2) 在宅医療の実施拠点となる基盤の整備

- ・在宅医療連携拠点事業 31. 5億円

(3) 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

- ・国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業 16. 1億円
- ・在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業 92百万円
- ・在宅介護者への歯科口腔保健推進 4. 6億円

・ライフ・イノベーションの一体的な推進 194. 4億円

※ 医政局分のみ計上

※ 上記計数には、研究事業(厚生労働科学研究費補助金)を含めて計上

- ・臨床研究中核病院等の整備及び機能強化 89. 1億円

※ うち、15億円は研究事業(厚生労働科学研究費補助金)

- ・個別重点分野の研究開発・実用化支援 105. 3億円

※ うち、22億円は研究事業(厚生労働科学研究費補助金)

・医療情報連携・保全基盤の整備 20億円

主要施策

1. 地域医療確保対策の推進

医師の地域偏在の是正など地域医療を担う人材の確保を図るとともに、質の高い医療サービスを実現し、国民が安心・信頼できる医療提供体制を確保する。

(1) 地域医療支援センターの整備の拡充

1,092百万円

- ・ 地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援、医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充し、都道府県の医師確保対策の取組を支援する。

(2) 専門医の在り方に関する検討

27百万円

- ・ 医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図るため、地域に必要な専門医がバランスよく分布するよう、診療領域別の必要医師養成数の実態把握を含め、専門医の在り方に関して幅広く検討を行う。

(3) チーム医療の普及推進

290百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 92百万円】

- ・ 質の高いチーム医療の実践を全国の医療現場に普及定着させ、看護師、薬剤師等医療関係職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現する。(新規)

(4) 女性医師の離職防止・復職支援

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,532百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費175百万円

- ・ 出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修等を実施する。
また、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行い、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職防止や復職支援を行う。

(5) 看護職員の確保策等の推進

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,532百万円)の内数の他、医療関係者養成確保対策費等補助金等5,006百万円

- ・ 地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所の運営、病院内保育所の運営や新人看護職員研修の実施等に必要な経費について財政支援を行う。
看護学生の養成を担う看護教員の質・量双方の充実に向けて、e ラーニングを活用した通信教育システムを整備する。(新規)
- ・ 看護職員の「雇用の質」の向上を図るため、短時間正規勤務職員制度の導入や多様な勤務形態の導入に関する好事例の紹介を内容とした都道府県が実施する研修への財政支援を行う。

(6) へき地などの保健医療対策の推進

1,930百万円

- ・ へき地医療支援事業の企画・調整などを行う「へき地医療支援機構」の運営や、へき地診療所等への医師等の派遣、へき地医療に従事する人材の育成などを担う「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費について財政支援を行う。

(7) 医療情報連携の基盤の整備など医療分野の情報化の推進

2, 549百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 1, 961百万円】

① 医療情報連携の基盤の整備（新規・重点化措置）

1, 961百万円

- ・ 医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関においてデータの相互閲覧を可能とするとともに、災害時等にはバックアップとしても利用可能となる医療情報連携・保全基盤を整備する。

② 医療分野の情報化の推進

588百万円

- ・ 「新成長戦略」や「新たな情報通信技術戦略」に基づき、「どこでもMY病院構想」や「シームレスな地域連携医療」の実現に向けた連携方策などの仕組みについての実証事業や、根拠に基づく医療(EBM)の普及推進事業などの実施により、情報サービスの確立を目指す。
また、遠隔医療の設備整備について財政支援を行い、地域医療の充実を図る。

(8) 歯科保健医療対策の推進

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25, 532 百万円)の内数の他、保健福祉調査委託費等 19 百万円

- ・ 8020運動について、成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持を引き続き推進する。
また、安全で安心かつ良質な歯科保健医療を提供する観点から、歯科医療安全等に関する情報収集等を行い、国民や歯科医療関係者へ歯科医療に関する情報発信を行う。

2. 救急医療、周産期医療の体制整備

救急、周産期等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する。

(1) 救急医療体制の充実

医療提供体制推進事業費補助金(25,532 百万円)の内数

① 救急医療体制の整備

- ・ 救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター等への財政支援を行う。

② ドクターヘリの導入促進

- ・ 早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）の配備や運航に必要な経費について財政支援を行う。

③ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実

- ・ 超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営への支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

(2) 周産期医療体制の充実

医療提供体制推進事業費補助金(25,532 百万円)の内数

- ・ 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等への財政支援を行う。

3. 災害医療体制の強化

今後の災害への備えを図るため、災害医療体制の強化を図る。

・ 災害医療体制の強化

198百万円

- ・ 災害時に被災県や被災県内の災害拠点病院との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制を強化するとともに、被災地で物資調達、情報収集や連絡調整などの取りまとめ役を担う DMAT 隊員を養成する。
また、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」について、DMAT の活動状況や広域にわたる患者搬送などの機能強化を図る。

(参考) 平成 23 年度第 3 次補正予算において、

- ① 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院等の耐震化整備、
- ② 災害拠点病院等の自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム (DMAT) が携行する通信機器等の整備

に対して財政支援を行う内容を要求している。(216 億円)

4. 在宅医療の推進

生活の場において必要な医療サービスを受けられる体制を構築することにより、住み慣れた場で、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。

(1) 在宅チーム医療を担う人材の育成 867百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 867百万円】

- ・ 今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの専門職種ごとの研修を行うとともに、多職種協働で地域において在宅医療を担う人材（指導者）を養成するための研修を行うことにより、在宅医療を担う人材の知識・技術の習得や向上を図る。（新規・重点化措置）

(2) 在宅医療連携体制の推進 3, 147百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 3, 147百万円】

- ・ 多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域での包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、在宅医療を提供する医療機関等による連携を地域や疾患の特性に応じて推進する。（重点化措置）

(3) 個別の疾患等に対応した在宅医療サービスの充実・支援に向けた取組

1, 702百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 1, 702百万円】

① 国立高度専門医療研究センターを中心とした

在宅医療推進のための研究事業（新規・重点化措置） 1, 610百万円

- ・ 国立高度専門医療研究センターを中心とした、がんや精神疾患など、在宅患者の個別の疾患それぞれの特性に応じた在宅医療を推進するための研究を実施する。

② 在宅医療推進のための看護業務の安全性等の検証（新規・重点化措置）

92百万円

- ・ 患者・家族が希望する在宅医療を実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。

(4) 在宅介護者への歯科口腔保健の推進など在宅歯科医療の充実

475百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 457百万円】

① 在宅歯科医療の推進

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,532百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費18百万円

- ・ 生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等への在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等について財政支援を行う。

② 在宅介護者への歯科口腔保健の推進（新規・重点化措置）

457百万円

- ・ 在宅療養者の健康の保持・向上を図るため、在宅介護者（在宅療養者を介護する家族等）への歯科口腔保健（歯科疾患の予防に向けた取組み等による口腔の健康の保持）の知識等について普及啓発などを行う口腔保健支援センターを各都道府県に整備する。

5. 革新的な医薬品・医療機器の開発促進などによる

ライフ・イノベーションの推進

国際水準の臨床研究基盤の整備や革新的新薬・医療機器の世界同時承認を目指す日本主導のグローバル臨床研究基盤の整備、研究費の重点配分などによる革新的な医薬品・医療機器の開発促進など、ライフ・イノベーションを推進する。

(1) 臨床研究中核病院等の整備及び機能強化 8,912百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 8,912百万円】

① 臨床研究中核病院(仮称)の整備(新規・重点化措置) 5,118百万円

- ・ ニーズが高い分野の医薬品開発や医工連携による医療機器開発などについて中核となる病院を定め、国際水準(ICH-GCP※準拠)の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤として、臨床研究中核病院(仮称)を10箇所整備する。

※ ICH-GCP: 日米EU医薬品規制調和国際会議による医薬品の臨床試験の実施基準

ICH (International Conference on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use)

GCP (Good Clinical Practice)

② 国際水準で実施する臨床研究等の支援(新規・重点化措置)

3,794百万円

- ・ 臨床研究中核病院(仮称)での国際水準の臨床研究を支援するとともに、国立高度専門医療研究センターでの先端技術の実用化に向けた開発・臨床応用研究等を支援する。

(2) 早期・探索的臨床試験拠点の整備等

2, 998百万円

- ・ 世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物を投与したり、医療機器を使用する臨床試験等の実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点に対し、人材確保、診断機器等の整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。

(3) 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備

592百万円

- ・ 日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導のグローバル臨床研究を実施する体制を整備する。(新規)

(4) 国立高度専門医療研究センターにおける個別化医療の推進

7, 882百万円

【うち、日本再生重点化措置要望額 7, 882百万円】

- ・ 個人のゲノム情報に基づく個別化医療の推進に必要な基盤を整備するため、国立高度専門医療研究センターが連携して、バイオバンク、大規模コホート研究を推進する。(新規・重点化措置)

(5) 医薬品等開発に係る臨床研究のプロトコル審査・進捗管理を行う PDCA 制度の構築に向けた取組	108百万円
--	--------

- ・ 医薬品等の開発に係る臨床研究について、プロトコル（試験計画）の審査等を一元的に行うとともに、非臨床研究も含め、PDCA に基づく一貫した進捗管理を行う事業を試行的に実施する。（新規）

(6) 再生医療分野での研究開発基盤の整備	444百万円
【 うち、日本再生重点化措置要望額 444百万円 】	

- ・ 国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞（iPS 細胞、ES 細胞、疾患特異的 iPS 細胞を含む。）の作成・保存方法、性質等の情報を一元化したデータベースを構築し、国内外の研究者が国内外で保存されている細胞の中から必要な細胞を見つけて研究に利用すること、及び患者が幹細胞治療等の利点欠点等を知ることができることを可能にする。（新規）

(7) 革新的な医薬品・医療機器の創出に関する研究費の重点化	13,072百万円
【 うち、日本再生重点化措置要望額 3,700百万円 】	

- ・ 革新的な医薬品・医療機器の創出を目指し、基礎研究から治験・臨床研究において医薬品・医療機器の実用化に結びつく研究を重点的に支援する。

(8) 後発医薬品の使用促進	117百万円
----------------	--------

- ・ 患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。
また、安定供給体制等を指標とした評価基準の検討や、これまでの取組への検証等を行い、後発医薬品の更なる信頼性向上を図る。

6. その他

(1) 国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構における政策医療等の実施
--

65, 476百万円

- ・ 全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修、情報発信等を推進する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実

34, 466百万円

- ・ 居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入等

153百万円

- ・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や日本語の習得を含めた看護師国家試験の合格に向けた学習の支援を行う。

(4) 国際医療交流(外国人患者の受入れ)の推進に向けた取組

14百万円

- ・ 国際医療交流を推進する観点から、外国人患者の受入に資する医療機関の認証制度について、その質の向上や制度の周知・浸透を図るため、外国人患者の受入実績を有する病院の状況調査や情報発信のためのプログラムを作成する。

(5) 「統合医療」の情報発信に向けた取組

12百万円

- ・ 近代西洋医学と伝統医学・相補代替医療とを組み合わせたとされる「統合医療」の有効性や安全性に関する情報の収集・評価を行い、その結果を国民や医療関係者の方々へ、わかりやすく適切に情報発信する体制を整備する。

(6) 医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討

12百万円

- ・ 患者・家族(遺族)の救済や医療関係者の負担軽減の観点から、医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方や課題について幅広く検討を行う。(新規)

(7) 実践的な手術手技向上のための研修事業

82百万円

- ・ 医療の質と安全の向上を図るため、遺体を用いて高度な手術手技を習得させるための研修体制を整備する。(新規)

(8) 死因究明体制の充実に向けた支援

169百万円

- ・ 異状死や診療関連死の死因究明を進めるとともに、死亡時画像診断の取組を促進させるため、医療機関等に対する支援を行う。